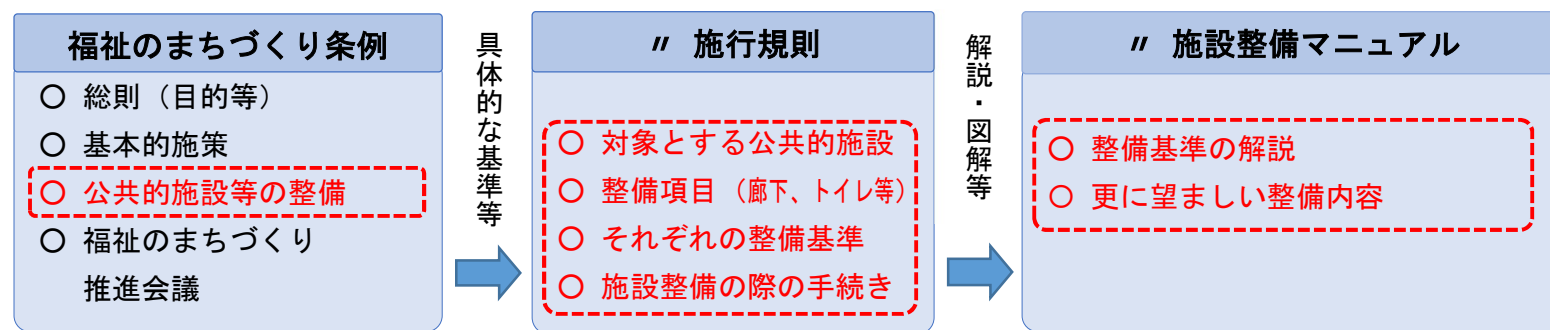


1 条例・施行規則・施設整備マニュアルの関係性



※ 福祉のまちづくり条例上の『公共的施設』

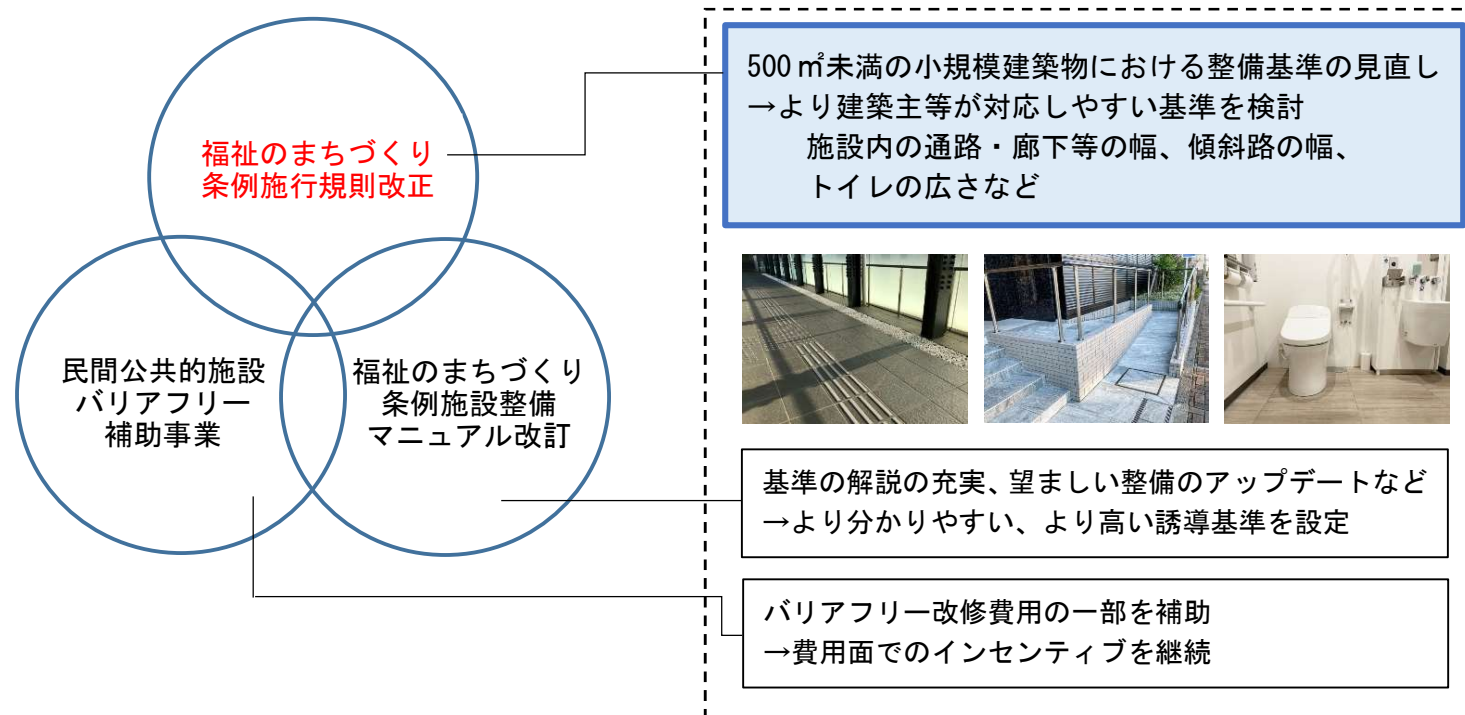
学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームなど多数の者の利用する施設

2 整備基準見直しについて

- 民間公共的施設のバリアフリー化は福祉のまちづくり条例（以下、福まち条例）で推進（遵守義務で強制力なし）
- 福まち条例の遵守基準は、バリアフリー法（2,000㎡以上の大規模建築物が対象で適合義務有）と同等以上
- 福まち条例の主要な整備項目（廊下、トイレなど）の新築・増改築（H30～R2）の遵守状況は以下のとおり

建築物の床面積	主要な整備項目の遵守状況
2,000㎡以上	約10割 ←バリアフリー法の強制力あり
2,000㎡未満～500㎡以上	約6割
500㎡未満	約3割 ←廊下幅、傾斜路、トイレなどスペースを要する整備項目に関する適合割合が低い。

特に500㎡未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要がある。



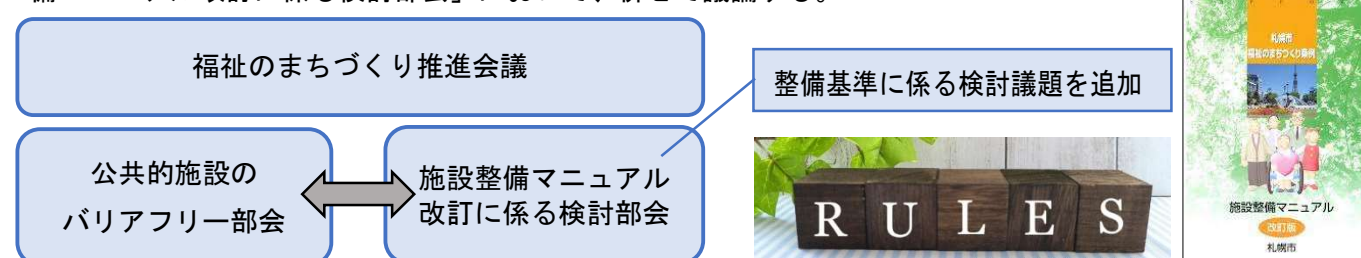
3 小規模建築物の基準に係る国の動向（令和2年バリアフリー法政令改正）

改正の背景
自治体は、バリアフリー法による適合義務の対象となる建築物の規模を、条例によって2,000㎡未満についても定めることができるが、従来のバリアフリー法の基準は2,000㎡以上の建築物を想定して定めているため、小規模の建築物にそのまま適用した場合に建築主等にとって過度な負担となる場合がある。

令和2年バリアフリー法政令改正の内容
自治体が条例で適合義務の対象を500㎡未満に定めた場合に、その規模に見合った基準となるよう見直し（緩和）
例 通路の幅員の基準：120cm→90cm

4 検討体制

整備基準については施設整備マニュアルと密接な関係があることから、新たな部会は設置せず、「施設整備マニュアル改訂に係る検討部会」において、併せて議論する。



5 検討スケジュール

令和3年度	第1回部会 R4.3.18	○ 部会長、副部会長の選出 ○ 部会の名称について ○ 施設整備マニュアル改訂について
令和4年度	第2回部会 R4.9.26	○ 整備基準見直し方針の検討について ○ 施設整備マニュアル全体構成について ○ 施設整備マニュアルへ反映させる内容について ○ 設計者からの意見聴取について
	第3回部会 R4.12.23	○ 整備基準見直し案について ○ 施設整備マニュアル改訂案について
	第4回部会 R5.5.16	○ 整備基準見直し案について ○ 施設整備マニュアル改訂案について
	第5回部会 R5.7.18	○ 施設整備マニュアルの改訂案について
令和5年度	推進会議 R5.8.18	○ 整備基準見直し案及びマニュアル改訂案の報告・承認 →承認後、規則改正に係るパブリックコメントを実施
	パブリックコメント R5.9頃	○ パブリックコメントの実施
	規則公布 R5.12	○ 改正規則公布（周知期間経過後、R6.7施行）
令和6年度	R6.4頃	○ 規則改正に関する周知啓発 ○ HP上でマニュアルデータ公開・冊子版の頒布開始 ○ マニュアル改訂に関する周知啓発
	規則施行 R6.7	○ 改正規則施行